

薬剤師法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受験資格） 第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（同法第五十五条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者 二 （略）</p>	<p>（受験資格） 第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者 二 （略）</p>

